

富山市罹（り）災証明書・被災届出証明書に関するQ & A

令和7年8月1日現在

No.	質 疑	回 答
1	り災証明書とは何ですか？	・ 災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき、市内で発生した災害（火災及び落雷を除く）によって生じた住家の被害の程度を証明するものです。
2	住家とは何ですか？	・ 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）で本市の区域内に所在しているものです。
3	り災証明書は何に使うのですか？	・ り災証明書は、一般的に、 ① 各種被災者支援制度を利用する際に、申請先から提出を求められた場合 ② 地震等共済金等の請求をする際に、共済等から提出を求められた場合（損害保険会社の地震保険には不要です。） ③ 勤務先等から見舞金等が支給される際に、勤務先等から提出を求められた場合などに必要になります。
4	地震保険に入っていないですが、り災証明書はとりあえず申請しておけばいいですか？	・ り災証明書等は、上記のような場合に必要になりますので、用途が決まっていない場合は申請する必要はありません。保険に加入している場合にも、り災証明書の添付を必要としない場合も多いため、まずは保険会社に確認をお願いします。不要不急の申請が増えると、真に早急な支援が必要な方への調査・支援が遅れる要因となりますので、軽微な損傷の場合は、まずは写真など被害の状況を記録し、該当する支援メニューが明らかになってから申請いただきますようご協力をお願いします。 なお、支援メニューは市や県のホームページ等を参考としてください。
5	申請はいつまでに行えば良いですか？	・ 災害による被害を受けた日から3か月以内です。
6	被災届出証明書とは何ですか？	・ 災害により被害を受けた住家に附属する不動産及び動産について、被災状況を市に届け出た事実を証明するものです。（例）住家の敷地内の車庫、カーポート、塀、門、フェンス、自家用車、家財、住家の外かつ敷地内の水道管の破損など。 住家以外の被害に関する証明については、富山市地域防災計画をご参照ください。

No.	質 疑	回 答
7	り災証明書や被災届出証明書を請求できる人は誰ですか？	・ り災証明書は、災害により被害を受けた住家の居住者、所有者、または居住者もしくは所有者の相続人が対象となります。被災届出証明書は、災害により被害を受けた住家に附属する不動産及び動産の所有者、使用者、または所有者もしくは使用者の相続人が対象となります。なお、代理人が申請する場合には、委任状が必要です。
8	申請するには何が必要ですか？	・ 申請する方は、以下のものをお持ちください。 ① 申請書（市ホームページに掲載。窓口にも設置してあります。） ② 本人確認できるもの。（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど。本人確認書類がない場合は窓口でご相談ください。） ③ 被害状況が確認できる写真（窓口の混雑緩和のため、印刷してお持ちください） ④ 委任状（代理人の場合）
9	申請はどこでできますか？	・ 市役所東館1階市民課、各行政サービスセンター（大沢野、大山、八尾、婦中）、各中核型地区センター（山田、細入）で申請できます。
10	郵便での申請はできますか？	・ 郵便での申請は受け付けておりません。大規模災害時は電子申請を受け付ける予定です。
11	手数料はかかりますか？	・ り災証明書及び被災届出証明書ともに無料です。
12	建物を複数所有していますが、それぞれの建物に対しり災証明書を申請できますか？	・ 居住者としては居住のために使用している1件分となりますが、所有している他の建物に居住する方がいる場合には所有者として申請することもできます。なお、空き家の場合は居住の実態がないため、対象外となります。
13	建築中の建物について申請はできますか？	・ 現実に居住のために使用されていないため、対象外となります。
14	住所を異動していない場合、り災証明書は申請できますか？	・ 住民票の住所と異なる場合であっても、居住の実態があることが確認できる場合は住家とみなせるため、申請は可能です。ただし、災害発生時に当該住家の住民であったことを確認することができる公共料金の領収書等が必要です。居住の実態があるとみなすためには、電気・水道、トイレ等が使用可能である必要があります。疎明資料の内容によっては、居住の実態があるとはみなせない場合があります。
15	被災箇所をすでに修理してしまいました。り災証明書の申請は可能ですか。	・ 写真や修理見積書・領収書などで、明らかに被災状況が確認できる場合は申請が可能です。緊急で応急修理等が必要な場合を除き、調査後に修理されることをお勧めします。

No.	質 疑	回 答
1 6	世帯分離している場合、同一の住家について、り災証明書をそれぞれ交付することはできますか？	・ 同一の住家については、調査は1回としますが、り災証明書の交付はそれぞれの世帯に交付することは可能です。ただし、り災証明書の交付を条件とする各支援の適用については、それぞれの支援の要件により異なりますので、注意が必要です。
1 7	り災証明書等は、申請からどのくらいの期間で交付されますか？	・ 被災届出証明書の窓口受付分については、被害状況が写真等で確認できる場合、本庁市民課では原則、即日交付します。り災証明書及び電子申請分については、災害により被災された住家の調査が込み合うことから、申請から2～4週間を目途に郵送で送付する予定です。申請状況によっては、さらに交付までの期間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。
1 8	法人の場合も申請できますか？	・ 法人の場合、代表者からの申請としてください。社員が申請する場合は、代表者からの委任状が必要です。委任状には、社印または代表者印を押印してください。
1 9	再調査を希望する場合は、どうすれば良いですか？	・ り災証明書の交付を受けた者が再調査を希望する場合は、当該災害によるり災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し被害認定の再調査を求めることができます。
2 0	分譲マンションのエントランス等の共用部分について、り災証明書は申請できますか？	・ 分譲マンションの場合、共用部分は区分所有者全員の共用財産と考えられます。このため、「り災証明書（所有者用）」を交付いたします。 なお、共用部分の被害に係る申請については、個々の入居者からではなく、代表者の方が申請してください。
2 1	エコキュート（給湯器）の被害で、り災証明書は申請できますか？	・ り災証明書の対象となります。
2 2	照明器具が落下して破損しました。り災証明書は申請できますか？	・ 照明器具は、り災証明書ではなく、被災届出証明書の対象となります。

No.	質 疑	回 答
2 3	被害の認定結果に不服があるので、早く再調査をしてもらえますか。	・ 住家の被害認定調査は、建物の再建築費用の考え方をもとに、発生した被害量を数値化し、損害割合（建物全体から見た被害量の割合）を評価するものであり、余震等で被害状況が大きく変わった場合などを除き、調査基準が同じであるため、基本的には再調査の結果は当初の結果と大きく変更になることはないものをご理解ください。 また、再調査において、内観調査を実施する場合において、外観調査における調査対象の部位別構成比（屋根 15%、外壁 75%、基礎 10%）を内観調査においては、外壁部分を（柱 15%、床 10%、外壁 10%、内壁 10%、天井 5%、建具 15%、設備 10%）と細分化して評価するため、被害調査の結果、被害の程度が低くなる場合も想定されますが、その場合も再調査の結果が被害認定され、もとの結果を採用することはできません。 さらに、再調査よりも、1 次調査（まだ調査を受けていない方）を優先して行いますので、基本的に再調査を実施するまで、ある程度お時間をいただくことを、予めご了承ください。
2 4	応急危険度判定調査で、「危険（赤）」とされたのに、り災証明書発行のための「住家の被害認定調査」では、「半壊」との認定結果でした。「全壊」の誤りではありませんか。	・ 「応急危険度判定調査」は、余震などによる建物倒壊の危険性のほか、外壁や窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止するために行われる調査です。一方で、住家の被害認定調査は、災害によって被災した住家の被害の程度を認定する調査であり、内閣府の災害にかかる住家の被害認定基準運用指針等に沿って実施されます。 ・ 住家の被害認定調査は、損害割合（建物全体から見た被害量の割合）を評価するものであるため、お住まいの方が感じる被害状況とは差が生じる場合があると思われます。参考に、「全壊」と判断される被害状態の例は次のようなケースが考えられます。 ア．住家全部が倒壊 イ．住家の一部の階が全部倒壊 ウ．一見して住家全部が流出又はずり落ち エ．基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ、基礎直下の地盤が流出・陥没 オ．地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 カ．床上 1 m までのすべての部分が地盤面下に潜り込み キ．基礎の損傷率が 7 5 % 以上 ク．住家の四隅の傾斜の平均が 1 / 2 0 以上 等